

# 厚生労働大臣が定める現物給与の価額

(別添)

(令和2年4月1日現在)

(単位:円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等 1人1ヵ月当たり (畳一畳につき)	その他		
	1人1ヵ月当たり	1人1日当たり	1人1日当たり						
			朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ				
北海道	20,700	690	170	240	280	1,000			
青森県	20,100	670	170	230	270	940			
岩手県	20,100	670	170	230	270	1,030			
宮城県	20,100	670	170	230	270	1,380			
秋田県	20,100	670	170	230	270	1,010			
山形県	20,700	690	170	240	280	1,180			
福島県	20,700	690	170	240	280	1,070			
茨城県	20,400	680	170	240	270	1,270			
栃木県	20,400	680	170	240	270	1,310			
群馬県	20,400	680	170	240	270	1,170			
埼玉県	20,700	690	170	240	280	1,750			
千葉県	21,000	700	180	250	270	1,700			
東京都	21,300	710	180	250	280	2,590			
神奈川県	21,000	700	180	250	270	2,070			
新潟県	20,700	690	170	240	280	1,280			
富山県	21,000	700	180	250	270	1,200			
石川県	21,300	710	180	250	280	1,250			
福井県	21,300	710	180	250	280	1,160			
山梨県	20,700	690	170	240	280	1,230			
長野県	19,500	650	160	230	260	1,150			
岐阜県	20,100	670	170	230	270	1,180			
静岡県	20,400	680	170	240	270	1,410			
愛知県	20,100	670	170	230	270	1,470			
三重県	21,000	700	180	250	270	1,200			
滋賀県	20,700	690	170	240	280	1,360			
京都府	20,700	690	170	240	280	1,670			
大阪府	20,400	680	170	240	270	1,620			
兵庫県	20,700	690	170	240	280	1,460			
奈良県	19,800	660	170	230	260	1,170			
和歌山県	20,700	690	170	240	280	1,080			
鳥取県	21,000	700	180	250	270	1,110			
島根県	21,000	700	180	250	270	1,030			
岡山県	20,700	690	170	240	280	1,270			
広島県	21,000	700	180	250	270	1,320			
山口県	20,700	690	170	240	280	1,040			
徳島県	20,700	690	170	240	280	1,100			
香川県	20,400	680	170	240	270	1,130			
愛媛県	20,700	690	170	240	280	1,080			
高知県	21,300	710	180	250	280	1,050			
福岡県	19,500	650	160	230	260	1,310			
佐賀県	20,400	680	170	240	270	1,080			
長崎県	20,400	680	170	240	270	1,070			
熊本県	21,000	700	180	250	270	1,120			
大分県	20,400	680	170	240	270	1,080			
宮崎県	19,800	660	170	230	260	1,030			
鹿児島県	20,400	680	170	240	270	1,040			
沖縄県	21,300	710	180	250	280	1,110			

\*朱書の額は令和2年度から変更されています。

- 現物給与の価額の決定は、原則として被保険者の勤務地（常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 《食事》…上表の額の3分の2以上を被保険者が負担している場合は、現物による食事の供与はないものとして扱います。
- 《住宅》…価額の算出は、居住用の室を対象にします。

対象：居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の住居部分

(玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下等居住用以外の室は含めません)

●洋間は広さを畳敷きに換算(畳1畳1.65m<sup>2</sup>) ●ダイニングキッチンは台所部分を除き換算

時価  
(自社製品  
通勤定期券  
など)